

地方自治法第199条の規定に基づき、平成18年度の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成18年 8月29日

徳島県監査委員 数 藤 善 和
同 吉 田 英 勝
同 黒 川 征 一
同 大 西 章 英

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西部テクノスクール	平成18年5月15日
中央児童相談所	平成18年5月23日
吉野川保健所	平成18年6月1日
農林水産総合技術支援センター〈農業研究所〉	平成18年6月1日
農林水産総合技術支援センター〈果樹研究所〉	平成18年6月1日
農林水産総合技術支援センター〈畜産研究所〉	平成18年6月1日
農林水産総合技術支援センター〈森林林業研究所〉	平成18年6月1日
農林水産総合技術支援センター〈水産研究所〉	平成18年6月1日
農林水産総合技術支援センター〈農業大学校〉	平成18年6月1日
鳴門土木事務所	平成18年6月26日
徳島空港周辺整備事務所	平成18年6月26日
中央福祉事務所	平成18年7月5日
南部総合県民局保健福祉環境部〈阿南庁舎〉	平成18年7月12日
南部総合県民局保健福祉環境部〈阿南保健所庁舎〉	平成18年7月12日
南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉	平成18年7月12日
南部総合県民局農林水産部〈美波庁舎〉	平成18年7月12日
南部総合県民局農林水産部〈阿南庁舎〉	平成18年7月12日
川島財務事務所	平成18年7月20日
鳴門財務事務所	平成18年7月20日
徳島保健所	平成18年7月24日
出羽島診療所	平成18年7月24日
製薬指導所	平成18年7月24日
障害者相談支援センター	平成18年7月24日
あさひ学園	平成18年7月24日
日和佐老人ホーム	平成18年7月24日
女性支援センター	平成18年7月24日
徳島学院	平成18年7月24日
工業技術センター	平成18年7月24日
計量検定所	平成18年7月24日
徳島テクノスクール	平成18年7月24日
徳島家畜保健衛生所	平成18年7月24日
吉野川家畜保健衛生所	平成18年7月24日
南部総合県民局企画振興部〈美波庁舎〉	平成18年7月31日
南部総合県民局企画振興部〈阿南庁舎〉	平成18年7月31日
南部総合県民局出納室	平成18年7月31日
南部総合県民局県土整備部〈阿南庁舎〉	平成18年7月31日
南部総合県民局県土整備部〈那賀庁舎〉	平成18年7月31日
南部総合県民局県土整備部〈美波庁舎〉	平成18年7月31日

監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、次に掲げるとおり、一部において留意、改善を要するものが見受けられたので、その都度関係機関を注意した。

- 1 歳入の調定期限で適切でないもの（4機関）
- 2 歳入で納期限経過後収入の多いもの（4機関）
- 3 歳入の調定額で適切でないもの（2機関）
- 4 収入証紙に関する事務処理で適切でないもの（2機関）
- 5 歳入で未収となっているもの（12機関）
- 6 報酬の支給で適切でないもの（1機関）
- 7 工事着手に係る事務処理で適切でないもの（2機関）
- 8 公有財産購入費の支出事務で適切でないもの（3機関）
- 9 契約事務で適切でないもの（4機関）
- 10 補助金に関する事務処理で適切でないもの（1機関）
- 11 管理職手当の支給で適切でないもの（1機関）
- 12 超過勤務手当の支給で適切でないもの（10機関）
- 13 特殊勤務手当の支給で適切でないもの（1機関）
- 14 通勤手当の支給で適切でないもの（11機関）
- 15 旅行命令で適切でないもの（3機関）
- 16 財産の管理で適切でないもの（1機関）
- 17 物品の管理で適切でないもの（1機関）
- 18 物品の管理に関する事務処理で適切でないもの（2機関）
- 19 物品の棄却手続で適切でないもの（1機関）

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
海部病院	平成18年6月7日
三好病院	平成18年6月9日
中央病院	平成18年7月5日
病院局総務課	平成18年7月24日
企業局総務課	平成18年7月24日

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていたが、次に掲げるとおり、一部において留意、改善を要するものが見受けられたので、その都度関係機関を注意した。

- 1 行政財産の使用許可で適切でないもの（1機関）
- 2 収入の調定額で適切でないもの（2機関）
- 3 収入の収納時期で適切でないもの（1機関）
- 4 収入で未収となっているもの（4機関）
- 5 賃借料の支出事務で適切でないもの（1機関）
- 6 契約事務で適切でないもの（2機関）
- 7 特殊勤務手当の支給で適切でないもの（1機関）
- 8 通勤手当の支給で適切でないもの（1機関）
- 9 旅行命令で適切でないもの（1機関）